

(公印省略)

分医発第2231号
令和6年8月8日

各郡市等医師会長 殿

大分県医師会長 河野 幸治

大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録の募集について

大分県パートナーシップ宣誓制度(以下、PS制度)にかかる医療機関での取扱いについては、令和6年5月9日付 分医発第859号にて通知致しましたが、この度、PS制度を積極的に取り入れる企業等を応援企業として認定する「大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録」を開始した旨、担当部長より通知がまいりました。

医療分野では、面会や医療行為の同意など、家族であればできることが担えないなどの困りごとを抱えていることが報告されていることから、本制度に賛同していただける医療機関を募集されています。

つきましては、貴会におかれましても、本趣旨をご理解いただき、貴会会員への周知方ご高配の程よろしくお願ひ申し上げます。

(公印省略)

人 尊 第 1 2 3 号
令和6年7月31日

大分県医師会長 殿

大分県生活環境部長

大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録の募集について

本県の医療行政及び人権行政の推進について、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

大分県では、多様な価値観と生き方を認め合う共生社会の実現に向け、本年4月より大分県パートナーシップ宣誓制度（以下、PS制度）を開始し、現在、3組のカップルが誕生しているところです。

この度、PS制度が適用されるサービスを企業等に広げるため、「大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録」を開始しました。この制度は、PS制度に関連した商品やサービスの提供、或いは、職員の福利厚生（休暇や手当等）を家族と同様の取扱いとするなど、サービスを積極的に取り入れる企業等を応援企業として認定する制度です。

特に生活に不可欠な医療分野では、面会や医療行為の同意など、家族であればできることが担えないなどの困りごとを抱えていることが報告されています。

つきましては、趣旨をご理解いただき、賛同していただける医療機関を募集いたしますので、貴会員に対し広く周知いただきますようお願いいたします。

(添付書類)

- ・01_応募のお願い
- ・02_大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録要綱
- ・03_パートナーシップ宣誓制度チラシ
- ・04_宣誓書受領証（見本）

大分県生活環境部
人権尊重・部落差別解消推進課
担当：調整班 谷口、利光
TEL:097-506-3175

「大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録」 応募のお願い

県では、令和6年4月1日より「大分県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

この制度は、性的少数者の方々の安心感の醸成や困りごと解消により、誰もが人生のパートナーと安心して暮らすことができる社会の実現を目指すものです。

住宅や医療など、日常生活に困りごとを抱える同性等カップルの方々の暮らしを応援するためには、行政サービスや民間サービスによる広がりが求められます。

この度、「大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録」制度を創設し、制度の趣旨に賛同いただける企業等を県ホームページ等で紹介する取り組みをはじめました。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、申請書により応募をお願いします。

1 応募方法

申請書にご記入の上、電子メール・郵送等でご応募ください。

申請書には、企業等の情報に加え、取り組み内容についてご回答ください。

2 申請内容（応募例）

制度及び性の多様性について理解があり、性の多様性について支援又は配慮した取り組み（取り組み例）

【医療機関の場合】

家族同様の病状等の説明、手術等における家族同様の同意、家族同様の看取り、家族同様のICU面会等

【住宅の場合】

物件のあっせん、賃貸への入居について、家族同様の取り扱い等

【金融機関の場合】

住宅ローン商品における家族同様の取り扱い(収入合算、連帯債務)等

【その他の取り組み】

商品やサービス利用にあたっての家族同様の取り扱い等

従業員向け福利厚生取り扱い（休暇、手当）等

詳しくはHPをご覧ください▶ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13700/partnershipkigyou.html>



3 その他

- ・ 応援企業等には登録証を送付します。
- ・ 応援企業等は、大分県ホームページで広く県民へ周知します。

（応募先及び問い合わせ先）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課

電話番号：097-506-3175 メールアドレス：a13710@pref.oita.lg.jp

大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録要綱

第1条 趣旨

この要綱は、大分県人権尊重施策基本方針に基づき、誰もが自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現を目指す「大分県パートナーシップ宣誓制度」のさらなる推進に向け、性的少数者の理解促進及び困りごとの解消のため実施する「大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録」に関し必要な事項を定める。

第2条 登録の対象

この要綱において、「大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等」とは、次の各項のいずれにも該当する事業所又は団体等（以下、企業等という。）とする。

- 2 県内に事業所若しくは活動拠点を有するもの。
- 3 大分県パートナーシップ宣誓制度及びこの制度に類する他自治体の制度（以下、パートナーシップ宣誓制度等という。）に関して理解があり、パートナーシップ宣誓制度等に関連した性的少数者に対する取り組みを行っていること。
- 4 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録することができない。
 - (1) 過去3年間に、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行った企業等
 - (2) 過去3年間に、虚偽の申告その他不正な手段により第3条の登録を受けようとした企業等
 - (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められた企業等

第3条 登録の方法

登録手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企業等は、大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録申請書（様式第1号）により登録の申込みを行うものとする。
- (2) 県は、前号の申込みのあった企業等について、審査を行い、登録の可否を決定し、その結果を当該企業等に通知する。
- (3) 県は、登録の決定を受けた企業等について、「大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録証（様式第2号）を交付するとともに、県のホームページ等で公表するものとする。

第4条 登録情報変更等の届出

前項に基づく登録企業等は、第3条第1項第1号で申込みを行った取り組み内容に変更があったとき、又は、企業等の名称、所在地の変更及び廃業・合併等による消滅もしくは解散等の事由が生じたときは、速やかに「大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録変更等届出書」（様式第3号）を県に提出するものとする。

第5条 登録の取消し

県は、申し込みの内容に虚偽の記載があるなど、「大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等」としてふさわしくないと判断した場合は、登録を取り消すことができるものとする。

第6条 その他の事項

この要綱に定めるもののほか、大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

(様式第1号・第3条関係)

大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録申請書(医療機関)

年 月 日

大分県知事

殿

※医療機関名称は大分県のホームページに掲載します。

申請者	
医療機関名称	
代表者氏名	
所在地	〒
部署名	
担当者名	
連絡先	
ホームページURL	
メールアドレス	

1 貴医療機関において、大分県パートナーシップ宣誓制度及びこの制度に類する他自治体の制度の宣誓者に対し、対応できる取り組みについて、御回答ください。

●「対応の可否」欄にあてはまる記号を選択してください。(○対応可能、×対応予定はない)

●なお、備考欄には対応の可否を判断するに至った経緯等の理由を記載してください。

取り組み	対応の可否	備考欄
(1) 家族同様の病状等の説明		
(2) 手術等における家族同様の同意		
(3) 家族同様の看取り		
(4) 家族同様のICU面会		

※当該項目はホームページへ公表はしません。

2 その他の対応可能なサービスがあれば御記入ください。【自由記述】

--

(様式第1号・第3条関係)

大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録申請書(住宅)

年 月 日

大分県知事

殿

※企業等名称は大分県のホームページに掲載します。

申請者	
企業等名称	
代表者氏名	
所在地	〒
部署名	
担当者名	
連絡先	
ホームページURL	
メールアドレス	

- 1 貴社において、大分県パートナーシップ宣誓制度及びこの制度に類する他自治体の制度の宣誓者に対し、対応できる取り組みについて、御回答ください
「対応の可否」欄にあてはまる記号を選択してください。(○対応可能、×対応予定はない)
なお、備考欄には具体的方法や、対応不可(×)の場合、理由等について、記載ください。

取り組み	対応の可否	備考欄
(1) 物件のあっせん		
(2) 賃貸への入居		

- 2 その他の対応可能なサービスがあれば御記入ください。【自由記述】

--

(様式第1号・第3条関係)

大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録申請書(金融機関)

年 月 日

大分県知事

殿

※金融機関名称は大分県のホームページに掲載します。

申請者	
金融機関名称	
代表者氏名	
所在地	〒
部署名	
担当者名	
連絡先	
ホームページURL	
メールアドレス	

1 貴社において、大分県パートナーシップ宣誓制度及びこの制度に類する他自治体の制度の宣誓者に対し、対応できる取り組みについて、御回答ください。

●「対応の可否」欄にあてはまる記号を選択してください。(○対応可能、×対応予定はない)

●なお、備考欄には具体的方法や、対応不可(×)の場合、理由等について、記載ください。

取り組み	対応の可否	備考欄
(1) 住宅ローンの収入合算や連帯債務保証		

2 その他の対応可能なサービスがあれば御記入ください。【自由記述】

--

大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録申請書(その他)

年 月 日

大分県知事

殿

※企業等名称は大分県のホームページに掲載します。

申請者	
企業等名称	
代表者氏名	
所在地	〒
部署名	
担当者名	
連絡先	
ホームページ URL	
メールアドレス	

1 貴社において、対応できる取り組みについて御回答ください。

取り組み	備考欄
(1)	取り組み例 【保険】 生命保険商品の受取人における家族同様の取扱い 【結婚式場】 同性カップルの希望に応じた結婚式に対応 (性別に関わらず、衣装を選ぶことができる等) 【老人ホーム、グループホーム】 家族と同様に入居や面会が可能 【職員福利厚生】 従業員の休暇や手当等について パートナーシップ宣誓カップルも対象
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	

(様式第2号)

登録証イメージ

大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録証

殿

大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録要綱に基づき、
応援企業として登録を受けたことを証します。

大分県は、誰もが自分の性的指向やジェンダーアイデンティティ
を尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、取
り組みを続けていきます。

今後とも、貴社がますます発展されることを祈念いたします。

年 月 日

大分県知事



大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録情報(変更・廃止)届出書

年 月 日

大分県知事

殿

届出者	
企業等名称	
代表者氏名	
所在地	〒
部署名	
担当者名	
連絡先	
メールアドレス	

届出区分	<input type="checkbox"/> 変更
	<input type="checkbox"/> 廃止
変更・廃止年月日	年 月 日
変更事項	<input type="checkbox"/> 取り組み内容の変更
	<input type="checkbox"/> 企業等名称の変更
	<input type="checkbox"/> 企業等の所在地変更
	<input type="checkbox"/> 企業等の代表者職・氏名
	<input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

※「区分」の欄中該当する□にレを記入すること。

※届出区分が「変更」の場合は、該当する「変更事項」にレを記入すること。

始めました！

大分県

パートナーシップ宣誓制度

2024年4月1日スタート

大分県では、誰もが自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指しています。その取り組みの一つとして、「大分県パートナーシップ宣誓制度」を4月1日から開始しました。

パートナーシップ宣誓制度とは、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いが人生のパートナーであるということを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

パートナーシップ宣誓制度の開始にあわせ、性的マイノリティの方々の日常生活の困りごとの解消につながるための取り組みを行っていきます。



詳しくは大分県人権尊重・部落差別解消推進課HPまで

大分県パートナーシップ宣誓制度



宣誓できる人

一方または双方が性的マイノリティのカップルを対象としています。

〈要件〉

- (1) 双方が成年に達していること
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有し、又は3か月以内に県内への転入を予定していること
- (3) 配偶者がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと
- (4) 宣誓者同士が近親者でないこと
(パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)



宣誓の流れ

Web宣誓も
できます！

宣誓の事前連絡



事前にネットまたはメールで連絡
→宣誓日時と方法を調整

宣誓書の提出



事前確認のため、必要書類を、県庁担当課に郵送または持参にて提出

宣誓(受領証の交付)



対面または、Web上で宣誓・本人確認要件を満たしている場合は受領証を交付

※プライバシーは保護されますので、安心して連絡してください。

制度の概要

この制度は、性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方々が、人生のパートナーと安心して暮らすことができるよう、大分県として応援するものです。受領証を提示することで、県や県内市町村の行政サービス（公営住宅への入居、公立病院での手術同意等）を利用できるようになります。また、民間企業にもサービスの適用を働きかけていきます。

この制度の導入をきっかけに、性的マイノリティの方々の安心感の醸成や、生活上の困りごとの軽減など、暮らしやすい社会づくりにつなげていきます。

※パートナーシップ宣誓制度は、法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

〈お問合せ〉

大分県 生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1-1 TEL:097-506-3175 MAIL:a13710@pref.oita.lg.jp

宣誓書受領証 (見本)

表面

裏面

第 号

 **大分県パートナーシップ宣誓書受領証**

大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
お互いの人生のパートナーであることを
お二人が宣誓されたことを証します。

宣誓者 (本人) 宣誓者 (パートナー)

● ● ● ● 様 ● ● ● ● 様

令和 年 月 日

大分県知事 ○○ ○○ 印

「大分県パートナーシップ宣誓書受領証」の提示を受けた皆様へ

このカードは人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを宣誓されたことを大分県として証するものです。受領証の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。この制度を利用する方の性の方 (性的指向・ジェンダーアイデンティティ) やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外しないでください。

※通称名を使用している場合の戸籍上の氏名

(本人) ● ● ● ● (パートナー) ● ● ● ●

※平常時及び緊急時において、以下のことに同意します。

1. 以下の者に対して病状説明をすること
2. 手術や治療方針の同意等を以下の者から取得すること

(パートナー氏名) _____ (本人自署欄) _____

【発行】 大分県生活環境部人権課 部務差別解消推進課 TEL:097-506-3172 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

医療同意欄